

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成28年10月11日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。すなわち、①から④までは、普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為（作為）であり、⑤及び⑥は、普通地方公共団体の執行機関又は職員が行うべき行為を怠る事実（不作為）を対象としている。

本件請求において請求人は、八王子都税事務所長等が、電子申告推進の広報活動として参加した追難式への参加費用を支払ったことについて、都が負担すべきであるにもかかわらず、弁済していないことが不当であると述べている。これは、都が負担すべきである費用の弁済を不当に怠っていることを主張しているものと解される。

そこで、本件請求についてみると、上記①から④については、普通地方公共団体の執行機関又は職員の作為であることから該当しない。次に不作為である⑤及び⑥について検討するに、「公金の賦課・徴収を怠る事実」（⑤）に当たらないことは明白であり、「財産の管理を怠る事実」（⑥）については、平成18年10月31日福岡高等裁判所判決によれば、「地方自治法でいう『財産』とは『公有財産、物品及び債権並びに基金』（法第237条第1項）をいう」とあり、請求人が主張する費用の弁済は、債務の履行をいうものであるから、法で定める財産のいずれにも当たらず、財産の管理を怠る事実にも該当しない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。